

県立岡山操山高校ホール新築等基本設計・実施設計委託業務プロポーザル 説明書

県立岡山操山高校ホール新築等基本設計・実施設計委託業務に係る手続の開始の公告に基づく随意契約に係る見積書の徴取の相手方の選定については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 手続開始の公告日

令和8年10月21日（水）

2 業務内容

県立岡山操山高校ホール新築等工事に係る基本設計及び実施設計

3 担当課

岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部都市局建築営繕課

電話番号 086-226-7508

4 県立岡山操山高校ホール新築等工事の概要

(1) 施設整備の概要

別添「施設整備の概要」による。

(2) 事業費

約6億円

5 参加表明書等及び技術提案書の提出等

(1) 参加表明書等（第一次審査の提出書類）

ア 参加表明書【様式1】

イ 添付書類

- ・ 建築士事務所について岡山県知事の登録を受けていることの証明書（原本）
- ・ 一級建築士事務所の所属建築士名簿（写し）
- ・ 協同組合にあっては、公告日の前日における組合員名簿（写し）
- ・ 参加資格業務実績調書【様式2】
- ・ 評価基準業務実績調書【様式3】
- ・ 配置予定技術者調書【様式4】
- ・ 学習の実績に関する調書【様式5】

(2) 技術提案書（第二次審査の提出書類）

ア 技術提案書_鑑【様式6】

イ 添付書類

- ・ 業務実施方針等【様式6-1】
- ・ 技術提案書【様式6-2～6-5】

(3) 参加表明書等及び技術提案書の取扱い

ア 提出期限以降における差し替え及び再提出は認めない。

- イ 担当課は、第一次審査及び第二次審査以外に、提出者に無断で使用しない。
- ウ 担当課は、第一次審査及び第二次審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 提出者は、参加表明書等及び技術提案書を担当課の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- オ 提出者は、参加表明書等の作成のために担当課から受領した資料を、担当課の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- カ 提出された参加表明書等及び技術提案書は、返却しない。
- キ 問合せ先は、3に同じ。

6 参加表明書等及び技術提案書の評価基準

別添「県立岡山操山高校ホール新築等基本設計・実施設計委託業務プロポーザル評価基準」による。

7 選定されなかった理由の説明

- (1) 参加表明書等を提出した者のうち、第一次審査において第二次審査の対象者として選定されなかった旨の通知を受けた者及び第二次審査において最優秀者又は次点者として選定されなかった旨の通知を受けた者は、担当課に対して選定されなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：選定されなかった旨の通知を受け取った日の翌日から起算して3日以内（県の休日を算入しない。）

イ 提出場所：岡山県土木部都市局建築営繕課

ウ 提出方法：ファックス

エ 宛 先：086-226-7882

- (2) 担当課は、説明を求められた場合、提出期限の翌日から起算して3日以内（県の休日を算入しない。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 本件手続に対する質問

- (1) 本件手続に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 提出期間：令和8年10月21日（水）から同年11月4日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所：岡山県土木部都市局建築営繕課

ウ 提出方法：ファックス

エ 宛 先：086-226-7882

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間：回答可能となった日から令和8年12月9日（水）まで

イ 場所：岡山県土木部都市局建築営繕課ホームページ

9 その他

- (1) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

- (2) 業務を受託した者は、参加表明書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (3) 参加表明書等に記載した配置予定技術者は 原則として変更することができない。
 病休、死亡、退職等特別な理由により、配置予定技術者が履行期間の途中で交代した場合は、交代後の配置技術者について、改めて評価基準の項目について評価を行うものとし、当該評価による得点の小計が各調書に記載したもののこれに相当する得点の小計未滿となったときは、建築設計等委託業務成績評定表の「業務履行中又は完了時に生じた事由による減点」等において、総合点に対して3点を減ずる。2回目以降の交代の場合も同様とするが、再度の減点は行わないものとする。
- (4) 本件プロポーザルと同日に公告する「県立東岡山工業高校ラボ新築基本設計・実施設計委託業務」プロポーザルの参加資格に関して、それぞれの配置予定技術者（管理技術者、総合主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者）は、両プロポーザルで重複することができる。
 ただし、両プロポーザルで最優秀者に選定された場合において、管理技術者又は総合主任技術者が重複していたときは、当該最優秀者が選択した一方の業務は辞退したものとして扱うこととする。

両業務とも最優秀者となった場合の配置予定技術者の重複による制限

区分（配置予定技術者の状況）	随意契約の相手方としての判断
① 両業務の配置予定技術者（管理技術者、総合主任担当技術者）に重複が一切ない場合	両業務とも認める。
② 配置予定技術者（管理技術者、総合主任担当技術者）のいずれかに重複がある場合 （管理技術者又は総合主任担当技術者のどちらか、若しくは両方が重複）	最優秀者が選択した、いずれか一方の業務のみ認める。 もう一方の業務は辞退したものとして扱う。